



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可.....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一
- 保安林の指定施業要件の変更予定.....(産業労働局農林水産部森林課).....六
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....九
- 土地区画整理組合の理事の就任(二件).....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....九
- 開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....一〇
- 争議行為の予告.....(産業労働局雇用就業部労働環境課).....一〇
- 全国自治宝くじの発売.....

告示

.....(全国自治宝くじ事務協議会).....二

●東京都告示第千二百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第七十三号大蔵緑地

三 事業施行期間 平成二十八年七月七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 世田谷区大蔵四丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千二百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

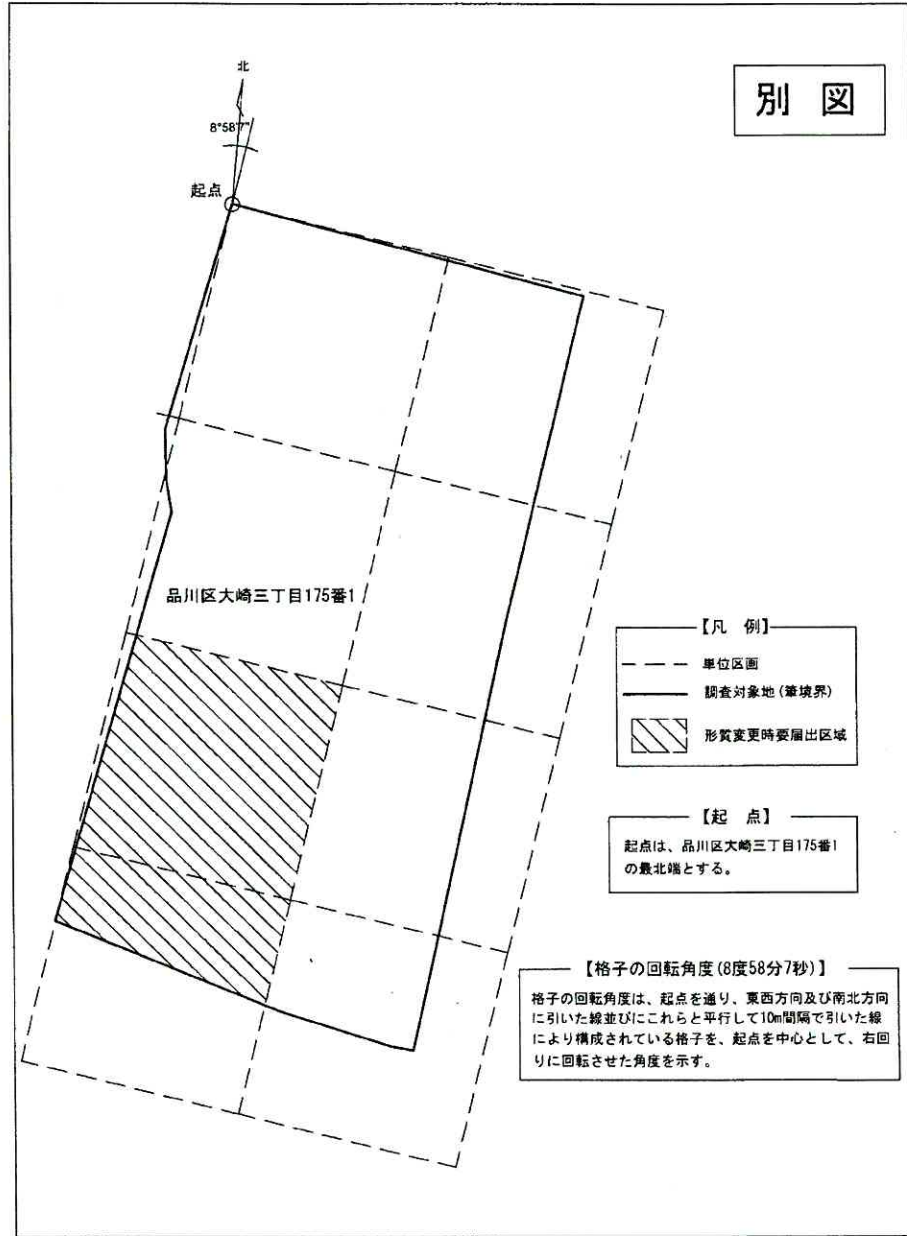
副知事 安 藤 立 美

一 要措置区域 別図のとおり(中野区中野二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定



●東京都告示第千二百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

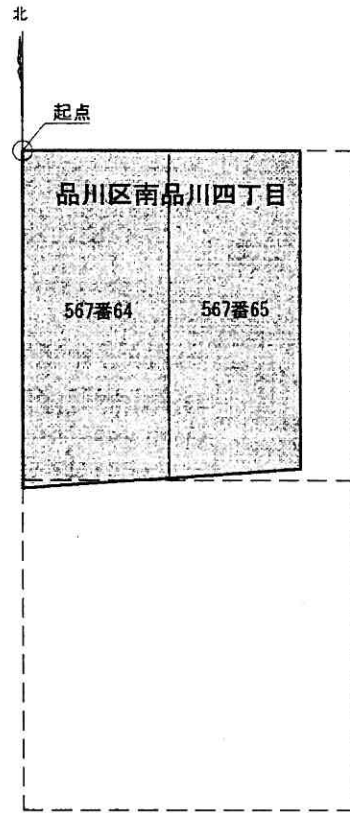
東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区南品川四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線

〈起点〉

起点は、品川区南品川四丁目567番64の最北端とする。

〈格子の回転角度：1度22分56秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西新井本町五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物